

大橋町東部町会防災会規約

(名称)

第1条 この会は、大橋町東部町会防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、大橋町東部 公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、水害、地震、その他の災害（以下「災害」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害に対する予防対策に関すること。
- (3) 災害時における情報の収集伝達、水防活動、初期消火、救出救護、避難誘導、及び給食給水等の活動に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、当面、大橋町東部役員、副区長ならびに防災部員をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長（町会長） 1名
- (2) 副会長（町会副会長） 3名
- (3) 事務局長（防災部部長） 1名
- (4) 会 計（町会会計） 2名
- (5) 幹 事（防災部副部長1、防災部幹事1、町会事務局長1、団体役員5、区長5、副区長5、町会事務局員2、アドバイザー） 20名程度
- (6) 監 事（町会監事） 2名

2 役員の任期は、町会規約第11条に準ずる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、第4条の目的を達成するための指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、会長、副会長を補佐し、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、本会の総務を担当する。
- 5 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、幹事会、ならびに部会とする。

(総会)

第9条 総会は、全会員を持って構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(幹事会)

第10条 幹事会は会長が招集し、会長、副会長、事務局長、会計、幹事を持って構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出する議案等に関すること。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと。

(部会)

第11条 部会は事務局長が招集し、全防災部員を持って構成する。

- 2 部会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 幹事会に提出する議案等に関すること。
 - (2) 幹事会により委任されたこと。
 - (3) その他、部会が必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災活動に必要な防災計画を別に作成する。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、町会からの交付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和 3年 1月 1日から施行する。